

消費者教育

～ひとりで悩まず家族、先生など大人に相談しよう～

11月8日(金)に5, 6年生が下野市消費者生活センターの方から「児童消費者教育講座」を受けました。

プレゼンテーションや代表児童のロールプレイ(役割演技)やクイズなどを通して、小学生も消費者である事、そして、買い物は契約(法律で守らなければならないとされている約束)である事を学びました。また、様々なカードの種類、便利な点、危険な点について学びました。そして、小学生に多いネットトラブルについても具体例をもとに学びました。

最後に

- ・「買います」「売ります」の言葉だけで契約した事になる。
- ・一度契約すると勝手に止められない。
- ・インターネットの注意点①個人情報の入力には慎重に②あやしいサイトはクリックしない③家の人や先生との約束を守って使う。などを確認しました。今回の学習を生かして、ご家族とともによく話し合い気を付けて生活していきましょう。

